

2 谷口雅史議員

- 1 町営住宅団地跡地の利活用について
- 2 都市公園の管理について



1 町営住宅団地跡地の利活用について

町のホームページの町営住宅団地跡地等活用基本方針で、活用に対する基本的な考え方を定めるとともに、これらの情報を広く公表することで、財産の適正な管理と公平・公正で透明性の高い活用を推進し、有効活用することを目的とありますが、希望者がホームページの地図を見て場所を見学されたら雑草だらけでイメージダウンするのではないのでしょうか。他会派の議員からも多くの指摘がある団地除却跡地の除草作業の要望等。売却するにも安価で、早期建設条件等が必須と思います。また、草刈りをして売却までの期間、町民の皆さんに健康増進も兼ねたふれあい農園として無料貸出することも考えられないのでしょうか。

昨年の第3回定例会の私の質問に、現地の確認回数を増やししながら、除草が必要な箇所を選定を随時行っていくとともに、町職員に作業者講習を受講させるなど、計画的な作業日程と必要な人員を確保しながら可能な範囲で除草作業を実施し、適切な維持管理に努めると答えています。

そこでお伺いいたします。

- 1、団地跡地の現時点での確認回数は。
- 2、除草の必要な箇所は。
- 3、町職員に作業者講習を実施したのか。
- 4、計画的な作業日程と必要な人員の計画書はあるのか。
- 5、いつ、適切な維持管理に努めるのか。
- 6、売却するにも安価で、早期建設条件等が必須と思いますが、考えは。
- 7、車両系建設機械が入れない団地跡地を、町民の皆さんに健康増進も兼ねたふれあい農園として無料貸出する思いはありますか。
- 8、町営の無料ドッグランの計画はないのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、団地跡地の現時点での確認回数についてはであります。

町営住宅団地跡地の除草作業における確認回数につきましては、例年6月から9月の各月に、計4回の現地確認を実施しておりましたが、今年度については、毎月の現地確認に加え、除草作業前にも現地確認を行い、これまでに10回確認しているところであります。

2 項めは、除草の必要な箇所についてはであります。

令和2年4月に策定した岩内町町営住宅団地跡地等活用基本方針において、整理している町営住宅団地跡地のうち、更地となっているものは9箇所あり、そのうち除草が必要となる箇所は、新たな保育所を建設中の旧みどりヶ丘団地跡地と西小学校の駐車場として活用している旧島野D団地跡地を除いた7箇所となっております。

3 項めは、町職員の作業講習の実施についてはであります。

除草作業において、刈払機を業務として使用する場合は、刈払機取扱作業安全衛生教育を受講し、修了証の交付を受ける必要があることから、順次、職員に対して当講習を受講させており、今年度は岩内地域人材開発センターにおいて、職員7名が労働安全衛生法等に基づいた教育を受講し、修了証の交付を受けております。

4 項めは、計画的な作業日程と必要な人員の計画書についてはであります。

除草作業に係る計画書につきましては、予算編成時において、作業に要する燃料費等の経費を算出するにあたり、作業箇所や作業人員を定めた草刈実施計画を作成しており、実際の作業日程においては、その年々の気象条件等により草の生育状況が異なることから、現地確認により計画を見直したうえで、適宜、作業箇所や人員、日程を決定して、除草作業を実施しております。

5 項めは、いつ、適切な維持管理に努めるのかについてはであります。

現在、町営住宅団地跡地のうち、更地となっているものは、普通財産・行政財産を合わせて5万平米以上あり、これらを含めた町有地を常に完全な状態で管理することは、現実的には難しい実情があるものと考えております。

人口減少等により町の歳入が減少する中、限られた財源において町民サービスを実施していく上では、優先順位を付けながら各事業を実施する必要があり、町有地や公共施設敷地における雑草等の管理については、業務量などを勘案し、職員による管理が可能と判断した箇所については、草刈業務の外注を取りやめることとし、一方で職員に対しては、刈払機取扱作業安全衛生教育を受講させ、除草作業に従事できる職員を今年度までに45名確保したほか、今年度は刈払機を5台導入するなど、職員による町有地の管理体制を強化しているところであります。

また、団地跡地や更地となっている町有地の除草作業についても、今年度は、現地確認回数を増やしたほか、例年、年1回の除草としていたものを2回又は3回に増やすなど、全体的に、作業回数も増やしているところであります。

いずれにいたしましても、町有地を適切に維持管理することは町の責務であり、管理がおろそかになり放置される状況は回避しなければならないことから、今後においても、公衆衛生上の問題や町民の方々の生活環境、また、防犯上での影響等が生じないように、近隣住民の方々へも十分配慮しながら、可能な範囲で、団地跡地を含めた町有地の適切な維持管理に努めて参ります。

6 項めは、売却には安価で、早期建設条件等が必須ではについてであります。

本町においては、町営住宅の用途廃止等により、多くの未利用地が町内に点在していることから、平成28年10月に岩内町普通財産売却基本方針を、令和2年4月には岩内町町営住宅団地跡地等活用基本方針を定め、未利用地の町有財産を積極的に売却するよう対応しているところであります。

公有財産の管理及び処分につきましては、地方自治法等により公正で透明性の高い手続きが定められており、本町においても法律を遵守した中で、適正な財産処分に努めてきたところであり、売却価格についても、固定資産評価額や近隣の取引事例などを基に時価を設定するなど適正な対価であることが原則として求められております。

しかしながら、実際の土地の活用にあたっては、客観性・公平性に基づくことを前提としながらも、既存団地の除却やインフラの整備が必要となる等、活用までに一定の期間や費用を要する場合もあることから、価格を設定する際には、民間需要や町の資産の有効活用、さらには、子育て施策の推進といった町の政策課題の解決に寄与するなど、長期的な観点も含めた中で町の利益に資すると判断した場合には、時価を下回る売却価格の検討も必要と考えております。

その一例として、現在、売却に係る公募を実施している旧大浜団地跡地につきましては、子育て世帯に対する売却価格の減額を行ったところであります。

また、特定の団地跡地について民間事業者より活用の意向が示された場合、一般競争入札による売却を原則としますが、売却後に土地が長期間放置されるおそれのある場合や、活用の内容によって、周辺地域の住環境に影響を与える可能性がある場合、又は、町の政策課題の解決に寄与する可能性がある場合など、一定の配慮が必要と考えられる場合については、基本方針において制限や条件等を付した制限付一般競争入札による売却も可能と規定しているところであります。

7 項めは、団地跡地を活用したふれあい農園についてであります。

本町では、保健事業の一環として、平成12年度に健康農園陽だまりを開設し、町民の健康づくりを推進して参りましたが、事業目的に対する成果や、達成度が不明確であること、継続利用者が7割以上を占め、受益者に偏りがあること、さらには、公的補助金が廃止されたことなどにより、平成28年度をもって、事業を廃止したところであります。

一方、町民の健康増進につきましては、町民一人ひとりに健康への高い関心を持って頂くため、健康診断やがん検診等の積極的な勧奨を行いながら、保健師、栄養士が結果説明会などを通じて、健康診断受診者への疾病の早期発見や早期治療を促すなど、生活習慣病や糖尿病等に対するきめ細やかな発症予防・重症化予防を重点的に取り組んでおります。

町といたしましては、現状におきましても、健康農園陽だまりを廃止した当時の状況と大きな変化がないものと判断しており、とりわけ生活習慣や糖尿病等の発症予防・重症化予防を優先施策として取り組んでいることから、団地跡地を活用したふれあい農園につきましては、現時点において予定していないところであります。

8 項めは、町営の無料ドッグランの計画についてであります。

ドッグランにつきましては、犬の飼い主が管理のうえ、フェンス等で隔離されたスペースの中で、犬のリードを外し、自由に運動させることができる専用施設で、主に民間事業者により管理運営している事例が多く、本町におきまし

ても、円山地区において民間の方が開設・運営されております。

また、最近では、旅行などで同伴する犬のために、高速道路のサービスエリア内に設置されている事例もあります。

ドッグランの設置につきましては、人とペットの共生社会の育成、遊休地の有効活用などのメリットについては理解しているところではありますが、本町の町営住宅団地跡地の利活用の面から考えますと、犬の吠え声やフン持ち帰りのマナーの遵守など、近隣住民の理解や衛生管理など、多くの課題があることから、現時点において、町営のドッグランについては、団地跡地の利活用法として計画していないところであります。

< 再 質 問 >

跡地の確認回数は10回とされていますが、除草の必要性はなかったのか。

2番目。現地確認により計画を見直して、適切作業実施とあります。刈払機取扱作業安全衛生教育受講を職員7名交付を受けたとありますが、そしてその後刈払機を5台導入されたとありますが、どこを除草を実施されたのか。

3、ふれあい農園やドッグランの提案をしましたが、町長からは考えが無いとのこと。町有地を、答弁には、町有地を適切に維持管理することは町の責務であり、管理がおろそかになり放置される状況は回避しなければならないことから、今後においても公衆衛生上の問題や町民の方々の生活環境又は防犯上での影響が生じないように、近隣住民の方々にも十分配慮しながら、可能な範囲で団地跡地を含めた町有地の適切な維持管理に努めて参りますと答弁されていますが、ですが、あの雑草だらけの団地跡地をどうされるのか。町長自ら確認されたのでしょうか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、確認の結果、除草の必要性はなかったのかについてであります。

町営住宅団地跡地の除草につきましては、事前に現地確認を行い、その際に除草の必要性が認められた跡地について、除草作業を実施したところであります。

2 項めは、どこの町営団地跡地を除草したのかについてであります。

今年度については、例年の実施回数を増やし、旧栄団地、旧西宮園団地、旧相生団地跡地など7箇所において、町道から約2メートルから3メートルの範囲で除草しており、計14回の除草作業を実施しております。

3 項めは、団地跡地の利活用及び維持管理はどうするのかについてであります。

町有地を常に完全な状態で管理することは、現実的には難しい状況ではあります。今後の町民ニーズを踏まえ、宅地分譲など、団地跡地のそれぞれの地域特性を活かした利活用を引き続き検討するとともに、近隣住民の方々へも十分配慮しながら、可能な範囲で、団地跡地を含めた町有地の適切な維持管理に努めて参ります。

4 項めは、町長自ら団地跡地の状況確認をしているのかについてであります。

団地跡地を含む、町有財産については、必要に応じ、外勤時などにおいて、状況を確認しております。

2 都市公園の管理について

昭和51年に都市公園法が改定され、都市公園の定義は、(1)都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地とされ、(1)に該当する都市公園は主として居住者や近隣居住者が利用する公園で、住区基幹公園という。面積は0.25～4ヘクタールを標準とする。そのほか総合公園、都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯などの総合的な利用に供する。運動公園、主に運動の用に供することを目的とする、などがあります。

町の事務に関する説明書の都市公園の管理では、都市公園等一覧表で公園名・種別・所在地・面積など紹介されております。管理においても、各公園について、施設の点検整備、運営、清掃、草刈りなどとともに委託業務で公園内樹木の剪定、消毒、芝の刈り込み等の管理に努めたと記載があります。

私の町内会にある相生公園は、街区公園としては町内で一番利用者が多い公園と思います。最近、子供遊具も新設されました。公園内の樹木が大きくなり、カラスの巣が作られ、さらに強風時は枝折れの落下・飛散が懸念されます。憩いの公園が住民の皆さんに危害を及ぼしたり、迷惑を掛けるわけにはいきません。

先日の運動公園の樹木の枝が強風等で倒れ、電柱が折れた停電事故は、地域の住民の皆さんに不便を強いたと思います。復旧に当たった職員・工事関係者の皆さん、ご苦労さまでした。

そこで質問いたします。

- 1、全ての公園の点検をしては。
- 2、町の公園管理の樹木の剪定は高所の剪定をされるのですか。
- 3、いわないマリパークにあるトイレ付近の樹木の剪定はされたのか。
- 4、相生公園の砂場の砂の入れ替えはされるのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、全ての公園の点検をしてはについてであります。

町が保有する都市公園につきましては24箇所ありますが、これらの各公園につきましては、平成30年度において、一般施設、遊具、構築物の基準点検や劣化点検、目視及び触診等による確認など、各公園施設の点検を一斉に実施したところであり、予防保全的管理による安全性の確保やライフサイクルコストの縮減などを目的に、改めて施設の老朽度や緊急度を判定し、岩内町都市公園施設長寿命化計画を更新しております。

また、公園内の樹木については、おおむね2か月に一度の職員による点検に加え、年に一度の委託による定期点検を実施しております。

こうした点検結果や利用者からの情報により、劣化度や倒木危険度の状況把握を行い、公園施設の塗装補修・防せい処理・消耗部材の交換等の補修作業や、樹木の剪定を計画的に行っているところであり、先日のような強風等があった場合は、都度、目視による点検も実施しているところであります。

2 項めは、町の公園管理の樹木の剪定は高所の剪定をするのか、についてであります。

高木の樹木の剪定につきましては、高所作業車による作業となり、専門業者による作業が必要であることから、あらかじめ剪定する樹木を特定した上で、委託する管理業務内において剪定することとしておりますが、職員による日常点検や気象情報の把握など、様々なケースに応じて、剪定する樹木の変更を行い、適宜対応をしております。

しかしながら、先月、岩内運動公園の防風林の役割を担う高木が、暴風が原因で倒木となったことを、町としても重く受け止めており、専門家立会いによる現場検証を行い、高木の管理手法についての助言を頂いたところであり、今後、現場条件を踏まえた、高木の倒木防止策など、より安全な公園管理に努めて参ります。

3 項めは、いわないマリパークトイレ付近の樹木の剪定はしたのか、についてであります。

マリパークの樹木の剪定につきましても、他の公園と同様に点検結果や利用者情報などにより、計画的に行っておりますが、今年度は、7月下旬に、マリパークの公園内全体の中・低木を中心に剪定したところであります。

4 項めは、相生公園の砂場の砂の入れ替えはするのか、についてであります。

公園の砂場の砂の入れ替えについては、岩内町都市公園施設長寿命化計画には登載されておりませんが、これまでも、公園内の砂場が動物のフンなどにより汚れがひどくなった場合には、公園管理として、一部の砂の入れ替えを行うなどの対処をしております。

こうした動物のフンなどの対策については、自然の中にある公園の砂場であることから、根本的な対策が見いだせない状況にあります。

また、幼稚園や保育所においては、砂場などで遊んだ後は、衛生面の観点からも、しっかり手洗いをするよう指導されていると伺っております。

いずれにいたしましても、公園内にある砂場は、こどもの遊び場の人気スポットであると認識しておりますので、今後におきましても、相生公園を含めた各公園内の砂場の汚れがひどい場合には、一部の砂の入れ替えをするなどの対処を引き続き行い、公園施設の利用状況や住民ニーズなどを的確に把握すると

ともに、先進地で取り組まれている動物のフンなどの対策を注視し、適切な公園管理に努めて参ります。

< 再 質 問 >

目視、点検されたとありますが、目視の結果はどうだったのでしょうか。

次に、運動公園の高木、高い木ですね、が暴風が原因で倒木となった事を町としても重く受け止めており、専門家の立会いにより現場検証を行い、管理手法についての助言を頂いたと答弁されていますが、見るからに多くのポプラ並木があります。助言はどのような内容なのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、目視点検されたとありますが、目視の結果はについてであります。町全体の都市公園における樹木の目視点検の結果につきましては、職員及び管理委託業者により行ったところでありますが、現時点においては、早急な対応を要しない状態であったと確認しております。

2 項めは、専門家立会いによる助言はどのような内容かについてであります。ポプラ並木につきましては、植栽してから40年以上経過しておりますが、樹木の健康状態は良好であり、すぐさま倒木の恐れはないものの、樹木の成長により高木となっていることから、立地条件を勘案し、風の抵抗を軽減するために、一定程度の剪定は必要であるものとの助言を頂いております。